

(否 決)

消費税廃止をめざし緊急に一律５％への減税を求める意見書

物価高騰が続く中、消費税の重圧は食料品だけでなく、衣服、日用品、水光熱費、携帯料金、本などあらゆる分野に及び、消費税減税を求める声は日増しに強まっている。一律５％に減税すれば平均的な勤労者世帯で年１２万円の減税となる。

５％への減税に必要な財源は年１５兆円であるが、その財源に仮に「国債」を使うとなると、すでに２０２５年度予算の国債利払費１０．５兆円が８．７兆円の軍事費を上回っており、予算を圧迫し、しかも国債の増発はインフレを引き起こす一因となる現状を鑑みれば、財源としてはふさわしくないと考える。

消費税が導入されて以来、その税収は５７１兆円に上り、その一方で消費税増税と同じ期間に、大企業の法人税減税や超富裕層が恩恵を受ける所得税減税を進め、その減収額は６０６兆円（法人３税＝法人税、法人事業税、法人住民税で３１４兆円、所得税、住民税で２９２兆円）にのぼった。消費税はその穴埋めに消えたことになる。

大企業・富裕層への行き過ぎた減税・優遇措置を見直して財源を作ることが社会保障をよくし、消費税減税の財源を生み出すことにつながると考える。よって次の措置をとることを要望する。

記

- １ 消費税廃止をめざし、緊急に一律５％への減税を図ること
- ２ 消費税５％減税へ引き下げるための財源年間約１５兆円は、大企業や超富裕層への行き過ぎた減税の見直しによって確保すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２４日

青 森 県 議 会

(第３２２回定例会・発議第１号・安藤晴美外３名提出)

(否 決)

コメ不足、米価高騰を招いた農政から、農家を支え、コメを増産し
安定供給する政策への転換を求める意見書

政府は昨年のコメ不足の中、6月に備蓄米の放出を求める声が出ても、8月にコメが店頭から消えても備蓄米の放出を行わず、結果米価高騰が続き、今年1月によりやうく備蓄米放出を決断するなど後手の対応となった。その要因はコメの供給量不足をかたくなに認めないことにあった。現実には需要に対し生産と在庫量が圧倒的に足りていない為、コメが消え、業者間の集荷競争が始まり、米価高騰につながり備蓄米を放出せざるを得なくなった。

昨年6月末の民間在庫は、適正な180万～200万トンを下回る153トンしかない一方、2023年6月末から24年6月末までの需要量は705万トンまで伸び、23年産のコメの生産量は661万トンしかなく「明らかに供給量が足りていない」と言わざるを得ない。

政府の備蓄米放出を一般競争入札から随意契約に切り替え、既に高値で仕入れている業者は窮地に陥り、小さな米穀店などはつぶれかねない事態となり支援が必要だ。

政府がこれまで取り続けてきた、事実上の減反と低米価を押し付け、コメ農家への所得補償（10アール当たり1万5000円）を全廃して年間1500億円近い所得を全国のコメ農家から奪った政策により、21年22年のコメ農家の1時間当たりの労働報酬がわずかに10円に落ち込み、2000年以降、コメ農家は175万戸から58万戸（23年）へと3分の1に減少してしまった。生産量も在庫量も備蓄も足りず、農家も減少し、農地を増やす目標も立てられない事態だ。農業予算が1980年代の3兆6000億円から2兆3000億円まで削られている。

こうした農政を転換するため以下要望します。

記

- 1 規模に関わらず農家の所得を保障するための所得補償制度を復活させること
- 2 コメを増産し安定供給ができるようにすること
- 3 命を支える食料や農業予算を抜本的に拡充すること
- 4 トランプ関税の下、米国が農産物の更なる市場開放を迫っているが、日本の農業をこれ以上犠牲にしないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

(否 決)

企業・団体献金の禁止の実現を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティーの裏金問題をきっかけに、「政治とカネ」に対する国民の政治不信は極めて深刻なものになりました。通常国会における真相解明や、再発防止のための政治資金法改正はきわめて不十分なままでした。

総選挙後の臨時国会で、改めて政治資金規正法の再改正の議論が行われ、政策活動費の廃止や第三者機関の設置を盛り込んだ政治改革関連法が成立しました。

一方、企業・団体献金は政財界の癒着につながり、カネで政策がゆがめられる懸念が長く指摘されてきました。リクルート事件などを受けた１９９４年の「平成の政治改革」では、政党交付金の導入に伴い、政治家個人への企業・団体献金は禁止されました。政党等に対する企業・団体献金は「５年後に見直す」とされましたが、現在まで放置されており、政党支部への献金が政治家個人への企業・団体献金禁止の抜け穴ともなっています。

政治改革をめぐる「３０年来の宿題」と言われている企業・団体献金禁止法案について、与野党は、精力的に議論を行っていますが、令和６年度末までの結論を得るとの申し合わせも先送りとなり、また今国会でも採択が見送りとなりました。

よって、国会及び政府に対し、政治とカネの問題に対する民意を踏まえ、今度こそ企業・団体献金の禁止を実現するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２４日

青 森 県 議 会

(第３２２回定例会・発議第３号・田名部定男外６名提出)

(否 決)

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

日本企業の9割以上、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会を支えています。

原材料高・物価高が続き、経営者の高齢化、賃上げへの対処など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しく、また大きな変革期の中にあります。生業や観光など地域の経済活動に大きな影響が生じれば、雇用にも影響が波及しかねません。

よって本議会は、努力と創意工夫を重ね、日本経済や地域経済・社会に活力を与えてきた中小企業・小規模事業者を支え、創業間もない企業や働き方改革や賃上げに取り組む企業等への支援が一層充実されることを求め、国に対し、下記の施策が実施されるよう、要望します。

記

- 1 地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業等が正規雇用を維持・拡大するために必要な施策を実施すること。
- 2 赤字法人でも負担しなければならない社会保険料は、中小企業等が雇入れを躊躇する要因の一つと考えられる。一方で、非正規労働者や失業されている方に正規労働への道を拡大することは、労働の安定と年収増、ひいては生活の安定を支えることにつながる。このため、新たに正規労働者を雇用した中小企業等に対し、長期間にわたり社会保険料の事業主負担の一定部分を助成することにより、中小企業等の新規人材の獲得、及び事業の活性化が図られるよう施策を講ずること。
- 3 賃上げの原資となる実効的な価格転嫁が進められるよう、下請Gメンの人員のさらなる充実等を通じて、立場の弱い中小企業・小規模事業者等が適切に価格交渉に臨める環境を整えること。
- 4 中小企業憲章の理念の実践はもとより、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、海外展開の支援などを一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

(第322回定例会・発議第4号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

高額療養費見直しの丁寧な検討等を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げようとしていました。これに対して、がんや難病等の治療を続ける当事者の皆さん及び支える方々が引上げの凍結を求めてあきらめずに声を上げ続けたことにより、政府は引き上げを見送り、今年秋までに再検討するとしています。

高額療養費の自己負担限度額の引き上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。そのため、政府の引上げ方針に対して、がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければなくなる、といった悲痛な声が数多く上がりました。

また、政府が行おうとした引き上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切でした。高額療養費制度を見直す際には、当事者や患者団体等の審議会への参画による意見の反映という適正な手続きを経るべきです。また、制度を利用している方々の生活実態を調査するとともに、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響、高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響を考慮する必要があります。政府が再検討の期限とする今年秋までという短期間ではこれらを十分に行うことはできません。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費制度の見直しについては1年間程度、丁寧に時間をかけて再検討すること、高額療養費の自己負担限度額の引き上げは行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

(第322回定例会・発議第5号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書

公立・公的病院は、へき地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度・先進医療など重要な役割を担っています。こうした役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきましたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれています。特に公立病院の経営は極めて深刻で、2023年度の公立病院の純損益は2055億円の赤字です。また、公立・公的病院の医療従事者の人員確保も課題であり、賃上げに対応できなければ、必要な人員が確保できなくなることも危惧されます。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまう恐れがあります。よって、政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 第1段階の対策として、公立病院など、赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設し、第2段階の対策として、2024年度の損益収支が発表された後、必要であればさらなる対策を講じること。
- 2 全ての医療機関の赤字の状況や物価高や人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記補助金の内容を取り込んだ上でプラス改定とすることに取り組むこと。
- 3 公立病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、繰出基準及び普通交付税や特別交付税の単価を引き上げる等、制度全体を見直すこと。
- 4 医療保険を使った医師偏在対策ではなく、都道府県や市町村の自主性を尊重する医師確保策を実行し、市町村や一部事務組合でも独自に基金を創設し、医師確保ができるようにするため、医師確保のための基金を拡充すること。
- 5 2024年診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料や基本料引上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる賃上げが可能となる制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

(第322回定例会・発議第6号・田名部定男外6名提出)

(可 決)

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十七章中第二百二十四条を第二百二十六条とし、第二百二十三条の二中「（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」を削り、同条を第二百二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による配布）

第二百二十四条 議長が行うこの規則の規定による文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物の配布については、当該配布に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）とその配布の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた配布については、当該配布に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該配布に関するこの規則の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた配布は、当該配布を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時又は議長が、当該者（議員に限る。）が当該配布により通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時に当該者に達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。



提案理由

議員等に対する文書等の配布について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするため提案するものである。

（第 3 2 2 回定例会・発議第 7 号・田中順造外 4 7 名提出）